

愛媛県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.7E-3	3.0E-1	4.6E+1	46.7
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	1.4E+1	1.8E+1	1.0E+1	63.0
117	テブコナゾール				3.9E+0	3.9
139	トラロメリン			1.8E+0	1.3E+0	3.1
140	フェンプロパトリン			2.5E+0		2.5
153	テトラメリン	1.8E+2	1.0E+1	2.3E+2		416.8
181	ジクロロベンゼン	3.6E+2	2.2E+2			577.2
225	トリクロルホン		7.3E+0			7.3
248	ダイアジノン		6.8E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.7E+2	3.0E+0		174.6
252	フェンチオン	4.0E+0	6.6E+1	4.0E+0		73.6
256	デカン酸				6.5E-2	0.1
350	ペルメリン	3.4E+1	4.4E+1	3.5E+1	3.7E+1	149.7
405	ほう素化合物		8.0E-1	3.0E+1	1.8E+0	33.1
427	カルバリル			1.6E+2		161.8
428	フェノブカルブ			1.0E+2	1.1E+2	212.8
457	ジクロルボス	7.1E+1	7.4E+2			812.5
合 計		6.7E+2	1.3E+3	5.8E+2	2.1E+2	2739.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等